

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成19年6月12日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第13号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日を定める規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第153号）附則第1項第3号に規定する市規則で定める日は、平成19年10月1日とする。

（環境局循環型社会推進部循環企画課）